

広島市立大学大学院国際学研究科履修規程

平成22年4月1日

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第19条第3項の規定に基づき、国際学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うために、入学後速やかに、学生ごとに主指導教員を定めるとともに、当該学生の提出する「副指導教員希望届」を参考にし、博士前期課程の学生においては副指導教員を2人以内定め、博士後期課程の学生においては副指導教員を2人定める。

- 2 主指導教員は、研究科の授業を担当する教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 3 副指導教員は、研究指導において主指導教員を補佐する。
- 4 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て承認を得なければならない。

(研究計画書等)

第3条 博士前期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の研究計画書を研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の博士学位請求論文執筆計画書を研究科長に提出しなければならない。
- 3 前2項の計画書の提出に当たっては、主指導教員及び副指導教員の承認を得なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

- 2 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定しなければならない。

(履修の登録)

第5条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、その授業科目について、別に定める期日までに所定の手続により履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録をした授業科目を変更し、又は取り消す場合は、別に定める期日までに所定の手続を行わなければならない。

(学位論文の提出)

第6条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、修士論文審査願及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、博士学位請求論文審査願及び博士学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第7条 学位論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第8条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(成績評価)

第9条 成績は、試験の成績等を総合して評価する。

- 2 成績の表示は、別表のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の規定については、次項から第4項に定めるもののほか、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者（同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の(1)の表研究科開設科目の項の規定（平和学概論、広島と核、広

島と世界、ピース・インターンシップに係る部分に限る。)、及び同表摘要の項の規定(修士(平和学)の学位取得を目指す者の修了要件に係る部分に限る。)については、この規定の日以後において在学する者について適用する。

- 4 別表第1の(1)の表研究科開設科目の項の規定(Development Issues in Southeast Asia I、Development Issues in Southeast Asia II、国際金融論、開発経済論、日本近現代史 I、日本近現代史 II、イギリス/アイルランド文学・文化論 I、イギリス/アイルランド文学・文化論 II、フランス文学・文化論 I、フランス文学・文化論 II、American Literature and Culture I、American Literature and Culture IIに係る部分に限る。)、及び同表第1の(2)の表研究科開設科目の項の規定(国際社会研究演習 I (法哲学)、国際社会研究演習 II (法哲学)、国際社会研究演習 III (法哲学)、国際社会研究演習 IV (法哲学)、国際社会研究演習 I (コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習 II (コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習 III (コミュニティスポーツ論)、国際社会研究演習 IV (コミュニティスポーツ論)に係る部分に限る。)については、平成22年度以前に入学した者(同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。)にも適用する。
- 5 平成23年度以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の規定については、次項に定めるもののほか、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以降に入学する者について適用し、施行日前に入学した者(施行日前に転入学し、又は再入学した者を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の(1)の表中研究科開設科目の項の規定(環境経済学 I 及び環境経済学 IIに係る部分に限る。)については、施行日前に入学した者(施行日前に転入学し、又は再入学した者を含む。)にも適用する。
- 4 施行日以降に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の規定は、次項に定めるもののほか、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者（同年度以前に転入学し、又は再入学した者を含む。）については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の表の研究科開設科目の項の規定（紛争解決論Ⅰ、紛争解決論Ⅱ、国際教育論Ⅰ、国際教育論Ⅱ、人的資源管理論Ⅰ、人的資源管理論Ⅱ、Survey of Violent ConflictsⅠ、Survey of Violent ConflictsⅡ、英語教育論Ⅰ、英語教育論Ⅱ、日本語教育論Ⅰ、日本語教育論Ⅱに係る部分に限る。）及び同表の研究科開設科目の項の規定（国際社会研究演習Ⅰ（紛争解決論）、国際社会研究演習Ⅱ（紛争解決論）、国際社会研究演習Ⅲ（紛争解決論）、国際社会研究演習Ⅳ（紛争解決論）、国際社会研究演習Ⅰ（国際安全保障論）、国際社会研究演習Ⅱ（国際安全保障論）、国際社会研究演習Ⅲ（国際安全保障論）、国際社会研究演習Ⅳ（国際安全保障論）、国際社会研究演習Ⅰ（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習Ⅱ（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習Ⅲ（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習Ⅳ（現代軍縮・平和論）、国際社会研究演習Ⅰ（非営利組織論）、国際社会研究演習Ⅱ（非営利組織論）、国際社会研究演習Ⅲ（非営利組織論）、国際社会研究演習Ⅳ（非営利組織論）、国際社会研究演習Ⅰ（市民と戦争）、国際社会研究演習Ⅱ（市民と戦争）、国際社会研究演習Ⅲ（市民と戦争）、国際社会研究演習Ⅳ（市民と戦争）、国際社会研究演習Ⅰ（英語教育論）、国際社会研究演習Ⅱ（英語教育論）、国際社会研究演習Ⅲ（英語教育論）、国際社会研究演習Ⅳ（英語教育論）、地域研究演習Ⅰ（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習Ⅱ（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習Ⅲ（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習Ⅳ（International Relations in Asia-Pacific）、地域研究演習Ⅰ（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習Ⅱ（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習Ⅲ（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習Ⅳ（Peace and Security in East Asia）、地域研究演習Ⅰ（International Relations of Southeast Asia）、地域研究演習Ⅱ（International Relations of S

outheast Asia)、地域研究演習Ⅲ (International Relations of Southeast Asia)、地域研究演習Ⅳ (International Relations of Southeast Asia)、地域研究演習Ⅰ (American Culture)、地域研究演習Ⅱ (American Culture)、地域研究演習Ⅲ (American Culture)、地域研究演習Ⅳ (American Culture) に係る部分に限る。) 並びに同表の英語の教科に関する科目の項の規定 (英語教育論Ⅰ、英語教育論Ⅱに係る部分に限る。) については、平成23年度以前に入学した者 (同年度に転入学し、又は再入学した者を含む。) にも適用する。

- 4 平成24年度以後に転入学し、又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の規定は、次条に定めるもののほか、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者 (同年度に転入学又は再入学した者を含む。) については、なお従前の例による。
- 3 別表第1の(1)の表の研究科開設科目の項の規定 (ロシア政治外交論Ⅰ及びロシア政治外交論Ⅱに係る部分に限る。) については、平成24年度以前に入学した者 (同年度に転入学又は再入学した者を含む。) にも適用する。
- 4 平成25年度以後に転入学又は再入学した者については、当該者の属する年次に在学する者に関する規定を適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

評 価	評 点
秀	90点～100点
優	80点～ 89点
良	70点～ 79点
可	60点～ 69点
不可	59点以下